

## 武蔵村山市総合教育会議設置要綱

### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、武蔵村山市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 法第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関すること。
- (2) 法第1条の4第1項第1号に規定する施策に関すること。
- (3) 法第1条の4第1項第2号に規定する措置に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

### (構成)

第3条 総合教育会議は、市長及び武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

### (会議)

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、総合教育会議を代表し、会務を総理する。
- 3 総合教育会議は、構成員の全員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、緊急又は特別の事由があると市長が認めるときは、この限りではない。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると認めるときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者を会議に出席させ、当該協議すべき事項に関して意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (会議録の公表)

第5条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なくその会議録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書により公開されない場合は、この限りでない。

(庶務)

第6条 総合教育会議の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月27日から施行する。